

「神戸親和女子大学 ガバナンス・コード」に係る適合状況及び点検結果

第1章 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重	適合状況	解説
1-1 建学の精神	○	—
1-2 教育と研究の目的（私立大学の使命）	○	—

第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）	適合状況	解説
2-1 理事会	○	—
2-2 理事長	○	—
2-3 理事	△	(4)-①
2-4 監事	△	(3)-① (4)-②
2-5 評議員会	○	—
2-6 評議員	○	—

第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）	適合状況	解説
3-1 学長	○	—
3-2 教授会	○	—
3-3 執行部会議及び経営会議	○	—

第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）	適合状況	解説
4-1 学生及び保護者に対して	○	—
4-2 教職員等に対して	○	—
4-3 社会に対して	○	—
4-4 危機管理及び法令遵守	○	—

第5章 透明性の確保（情報公開）	適合状況	解説
5-1 情報公開の充実	○	—

【適合状況評価基準】 ○：全項目実施 △：一部項目未実施 ×：全項目未実施

適合状況の解説（点検結果）

2-3 理事 (4)-①
令和3年度においては、一部の理事に対しては研修の機会があったが、全理事（外部理事を含む）に対して研修機会を提供することはできなかった。外部理事を含む全理事への研修機会の提供とその内容の充実に引き続き努める。

2-4 監事 (3)-①

令和4年2月18日に学校法人監事監査規程を制定した。

2-4 監事 (4)-②

監事会の設置について、学校法人監事監査規程（令和4年2月18日制定）に定めた。監事間で職務遂行について協議を行うなど監査機能の強化を図る。

以上